第2回 伊東市下水道使用料等に関する検討会 会議録

- 1. 日 時 令和3年11月18日(木)午後1時25分~午後3時20分
- 2. 場 所 湯川終末処理場 中央管理棟3階会議室
- 3. 出席者 検討会委員 9人

検討会参与 1人(総務部長)

<事務局>

上下水道部長 下水道課長 課長補佐兼経理係長 課長補佐兼施設建設係長 技監 経理係主査 施設建設係技術員

4. 会議の内容

検討会の開催に先立ち、座長から挨拶がされるとともに、第1回会議に欠席した委員 から自己紹介がされた。

(1) 資料説明

①地方公営企業について

●参考資料を基に説明 (事務局)

《説明要旨》

- ・地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業であり、その事業に伴う収入に よってその経費を賄い、自立性を持って事業を継続していく独立採算制の原則が 適用されるものである。
- ・地方自治体が行う福祉・教育・土木・消防などの一般的な行政活動と、上下水道 事業・病院事業などの公営企業の経営との基本的な違いは、一般的な行政活動が その行政事務のための財源を主に税金で賄っているのに対し、公営企業はその事 業活動のための財源を主に利用者からの収入で賄っているという点である。
- ・地方公営企業法では経費負担の原則を定めている。公営企業の経営に要する経費は、原則として「当該公営企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」と規定し、適正な経費負担区分を前提とした独立採算制が義務付けられている。
- ・適正な経費負担区分とは、公共の福祉の観点から採算を度外視しても実施することが必要な経費などは一般会計による公費(税金)で負担し、それ以外の経費は

受益者の負担によるもの(料金)で、それぞれ負担するということである。

- ・下水道事業で収入したお金の使用用途は次のとおりである。
 - ①下水道使用料は、下水道施設の維持管理費に充てている。
 - ②市の一般会計からの負担金・補助金は、金融機関への企業債の償還や、下水道 施設の維持管理費、建設事業費に充てている。
 - ③企業債の借入金は、既に借りている企業債の償還や、建設事業費に充てている。
 - ④国庫補助金は、下水道施設の建設事業費に充てている。
- ・本市の下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計制 度に基づく経理処理を開始した。
- ・従前は地方自治法に基づく官庁会計制度による経理処理を行っていたが、官庁会 計では複式簿記による経理や固定資産の管理をする概念がないため、営業期間中 の損益などを適正に把握することができなかった。
- ・地方公営企業法の適用は、平成27年1月に総務大臣から人口3万人以上の下水 道事業者は公営企業会計の適用に向けた取組を行うよう要請があり、該当する下 水道事業者が一斉に公営企業会計制度への移行に着手した。
- ・本市は、平成28年度から30年度までの3年間で下水道事業が所有している全 ての資産の調査及び評価業務を実施し、平成29年度から令和元年度までの3年 間で公営企業会計制度に対応できる公営企業会計システムの構築及び導入を経て、 令和2年度から地方公営企業法の適用となった。
- ・総務大臣からの要請があるまでの間、下水道事業の地方公営企業法適用は任意であり、総務大臣からの要請が来た時点で既に地方公営企業法を適用していた県内の下水道事業者は、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士市の5市のみであった
- ・下水道事業の地方公営企業法適用は、次のような状況を背景に進められた。
 - ①地方公共団体の財政状況は年々厳しさを増しており、行政改革や財政健全化に 取り組んでいる中で、下水道事業は下水道接続率の低迷や経営実態を踏まえ た使用料金の設定がなされていないことなどから使用料収入が十分ではなく、 本来であれば使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰出し基準外の繰入金 により賄っている下水道事業者が多くあり、地方公共団体の財政運営に与え る影響が大きいと考えられた。

②今後も人口減少等が見込まれる中で、安定した下水道経営の実現を図り、持続的な下水道サービスを提供していくための経営基盤の強化への取組が重要な課題となっていることから、官庁会計では作成することができなかった損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書などの財務諸表を作成し、分析を行うことで、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることが必要と考えられた。

《質疑·応答》

■ただいまの事務局からの説明では、独立採算制を原則としつつ、赤字の補填を一般会計から賄っている現状があること、また、国からの要請で損益計算書、貸借対照表などの財務諸表を作成する地方公営企業法の適用を行って、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図っていくとのことであったと思います。

ただいまの事務局からの説明について、意見や質問がございましたら、お願いい たします。(**座長**)

●委員から、意見、質問等はなかった。

②経費負担の原則について

●参考資料を基に説明(事務局)

《説明要旨》

- ・下水道事業における経費負担は、国からの「地方公営企業繰出金について」とい う通知において具体的に定められており、その考え方の基本は「雨水公費・汚水 私費の原則」である。
- ・「雨水公費・汚水私費の原則」とは、雨水の処理に要する経費は公費として、財源が税金となっている一般会計からの繰入金で賄い、汚水の処理に要する経費は 私費として、利用者による下水道使用料で賄うという考え方である。
- ・雨水処理に要する経費を公費で負担する理由は、雨水は自然現象によるもので、 原因者の特定が困難であること、雨水の排除は都市の浸水防止等、都市機能の保 全に効果を発揮し、その受益が広く一般市民に及ぶことなどが挙げられる。
- ・下水道事業において一般会計が負担すべき経費は、国の「地方公営企業繰出金に ついて」という通知で次のように繰出基準が明記されている。
 - ①雨水処理に要する経費は、先ほど説明したとおりである。
 - ②分流式下水道等に要する経費は、汚水処理に要する経費のうち、経営に伴う収

入をもってしても不足する汚水処理費用の一部を公費負担とするものである。

- ③下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費は、処理場での処理 水の水質検査などに要する経費の一部を公費負担とするものである。
- ④水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費は、下水道の接続促進事務に要する経費の一部を公費負担とするものである。
- ⑤不明水の処理に要する経費は、下水道管への地下水などの侵入水の処理に要する経費の一部を公費負担とするものである。
- ⑥地方公営企業法の適用に要する経費は、地方公営企業法の適用に要する経費の 財源とした企業債の元利償還金を公費負担とするものである。
- ⑦下水道事業債の償還に要する経費は、国の財政措置の変更に伴い借り入れた企業債の元利償還金を公費負担とするものである。
- ・下水道は、河川などの公共用水域や海域の水質汚濁防止のほか、公衆衛生の向上にも役立っており、その効果は広く一般にも及んでいることから、汚水の処理に要する経費は、原則として利用者である個人や法人が負担する私費となるものであるが、上記の経費は、汚水の処理に要する経費であっても環境保全という行政目的を達成するために必要な部分として捉え、公費である税金で負担すべきと考えられている。
- ・使用料収入や繰出し基準に基づく一般会計からの繰入金をもってしても事業費を 賄うことができない場合、その不足分を補填するために一般会計から繰出し基準 外の繰入金を受け入れることとなる。
- ・一般会計からの繰入金の財源は税金であることから、下水道が整備されていない 区域の方々にも下水道事業の財源不足分を負担していただいているという状況で あり、公平性に欠け、経費負担の原則に沿っていない状況である。
- ・基準外の繰入金を受け入れている下水道事業者は、経営改善が求められる状況に あると考えることができる。

《質疑·応答》

■ただいまの説明では、一般会計が負担すべき経費として、「雨水公費・汚水私費の原則」があり、公益的な経費について明確なルール設定、繰出し基準というものがあるとのことでした。また、一般会計からの繰出し基準以外の繰入金につきましては、単純に事業費を賄うことができない不足分を税金で補填しているとのことで

あり、下水道未整備地区との公平性に欠けるとのことでありました。

ただいまの事務局からの説明に対し、御質問などあればお願いします。

下水道が整備されていない区域の方の税金も下水道事業に投入されていることに つきまして、下水道事業計画区域外にお住まいの委員から御感想を伺えればと思い ますが、いかがでしょうか。(座長)

- ★税金が使われていることを知らなかったです。その状況を聞いても、どうしたらいいものかわからないですけど、できれば出したくないですね。(A委員)
- ■言われなければ意識しなかったことで、理不尽を感じているということかと思います。私のところは下水道に接続していますので、大変心苦しい思いをしております。(座長)
- ★伊東市では、何割くらいが下水道につながっていないのですか。(B委員)
- ○下水道の接続率というのは、本来であれば100%が望ましいのですが、令和3年3月末現在で83.2%が下水道に接続済の世帯として統計を取っている数値となっています。これは下水道が整備されているエリアに限っての割合ですので、下水道が整備されていない吉田や富戸、八幡野地区の世帯はこの数値の中には入っていないものです。(事務局)
- ★私が住んでいる地区は大分前に下水道が整備されてつながっていて、その時のことをよく覚えていないのですが、費用負担というのはどのようなものだったでしょうか。(B委員)
- ○下水道に接続する時の費用負担でしょうか。(事務局)
- ★下水道管を工事した時の負担金というか、個人のお宅に負担がかかるようなものがあったと思うのですが。(B委員)
- ○下水道には受益者負担金という制度がありまして、下水道が御自宅の前の道路に整備されますと、各御家庭に対しまして、下水道の工事費の一部として受益者負担金を御負担くださいというお願いをしております。

下水道は公園や道路と違って、不特定多数の方が使うものではなくて限られた方に御利用いただくものですので、その受益が発生する方々に負担金として当時からお願いをしている状況で、現在も同じように新しく管を整備したところには受益者負担金をお願いすることを継続しております。(事務局)

★浄化槽を使っていた時がうそみたいな感じになりますよね、下水道につないでい

ただくと。(B委員)

★業務用の店舗の汚水処理は、どのような形になっているのですか。私のお店は自 分達で処理をしていて、隣のお店も同じだと思いますけど、結構お金がかかってい ます。もし下水道の整備がされたとしたら、そちらにつないでいいものでしょうか。 (C委員)

○委員の店舗がある南部地区は下水道整備の計画に含まれていないということが 1 点あります。

仮に本管が伸びた場合には3年以内に下水道に接続しなければならないということが下水道法で定められておりますので、設備投資をして汚水処理施設を作られたかとは思いますが、下水道が通って3年以内に速やかに接続していただくようになります。また新たな費用が発生してしまうことになりますが、下水道への切り替えをお願いする形になります。(事務局)

- ★去年も400万円くらいかかったんですけど、国からの補助が半分ありました。 今まで払った金額に対して、市役所からの補助金はありますか。(C委員)
- ○接続前にかかった費用に対する補助はありません。

市の方で用意している補助金は、手薄なものですが、下水道が通って3年以内に接続していただいた方に1万円を助成するというものがあります。(事務局)

- ■繰出し基準外の繰入金による補填が行われており、公平性に欠け、経費負担の原則に沿っていないという説明がありましたが、基準外の繰入金の基準というか限度額というものはあるのでしょうか。(座長)
- ○繰出し基準外の繰入金をゼロにするのが一番公平ではないかと考えております。 ただ、繰入金の金額が年間10億円ほどある中で、約半分が基準外の繰入金となっ ており、かなりの費用が全市民からの税金により賄われている状況からすると、そ れを一気にゼロにするのは難しい問題でありますが、減らす取組をしていかないと、 市民の皆さんへの公平な扱いができなくなってきます。それをなるべくなくすため に、経費の節減を行うとともに、この検討会を開催して御意見をいただき、下水道 使用料の妥当性を考えていくものであります。(事務局)
- ■公平性を保つためにはゼロを目指していくということですね。(座長)
- ★今の話を聞いていると、受益者負担なので、単純に受益されている方の値上げし かないかなと感じます。私の住まいは下水の対象外ですが、上水は伊豆急とか一部

の所以外はほぼ行政がやっていると思いますので、税のアンバランス感を考えると、例えば、南部方面の地域の水道料金を少し減免してバランスを取るということは考えられるでしょうか。上水の話は別かもしれませんが、アンバランスを解消して公平にするための考えや手段があるかお聞きをしたいです。(D委員)

○上水は、市の水が行っている所もあれば、民間の水道を使っている方、自己の水を使っている方もいて、なかなか一律にできないというのが一番の問題かと思います。市の部分だけでいえば、そのようなこともできないこともないかもしれませんが、皆さんが市の水を使っているかというとそうではありませんので、どのようなやり方が一番公平にできるかということを考えますと、一律に下水の分を上水道で減らしましょうとなったとしても、皆さんに行きわたらない部分が出てきてしまって、なかなか難しいものです。

また、水道も根本的には独立採算の事業体ですので、下水の面倒を見るかというと、面倒は見ません。違う企業が違う企業の赤字を補填することはありませんので、それと同じ意味合いで、それぞれが企業体でやっている以上は、そのような考えが根本的にあるという点も一つあります。(事務局)

○先ほどA委員から頂いた御意見の中で、私どもが今後取り組んでいかなければいけないと思いましたのが、基準外の繰入金が使われていることを知らなかったというお話がありました。恐らく下水道の区域の中でもほとんどの市民の皆さんが知らないのではないかと思います。

この問題は非常に重要なことでありまして、今までの官庁会計制度では、一般会計から頂いている繰入金が、何のための繰入金なのか見えにくい状況でありました。このたびの地方公営企業会計への移行に伴いまして、一般会計からの繰入金が何のためのものなのか、適正なものなのか、そうでないものなのか、そういったものが明確化できる、要は透明性を図ることを目的に地方公営企業法を適用したというのが一つの意義になっています。

市の決算状況は広報いとうやホームページでお知らせをしていまして、これまでは水道事業と病院事業が公営企業としてお知らせをしていましたが、今度の12月号の決算状況の広報の中で初めて下水道事業が公営企業としての決算状況を載せる形となります。それだけではまだ見えにくい部分もありますが、少しずつでも皆さんに対しまして適正な経営ができているのかということを公表していければと考え

ております。

また、この検討会も、そのような広報の一つになると考えておりますので、引き 続き御協力をお願いいたします。(事務局)

- ■参与の総務部長にお伺いしたいのですが、一般会計からの繰出し基準外の繰入金の補填につきまして、市の財政を圧迫しているようにも感じました。市の財政部門では、この繰出しについて、どのように感じていらっしゃいますか。(座長)
- ◎私の方から、下水道事業会計に対する一般会計の考え方をお話しさせていただきます。

下水道事業会計に対する繰出金は年々増加しており、その中の基準外の繰出金も年々増加している状況です。

繰出金の推移について、この後、事務局からも説明があるかと思いますが、簡単に申し上げますと、直近10年間のうち平成23年度から27年度の間は、繰出金の総額が7億3,000万円から8億1,000万円程度で、そのうちの基準外の繰出金の割合が10%から19%でしたので、1割から2割が基準外となっていました。

平成28年度以降は、制度改正などの影響もありまして、繰出金の総額がさらに増額傾向となりました。平成30年度以降は9億円を超える繰出金となり、そのうち基準外の割合が40%を超えています。さらに、公営企業会計に移行した令和2年度では、繰出金が10億5,000万円となり、そのうち基準外の割合が45%で、ほぼ半分に近い分が基準外の赤字補填という状況になっています。

このように、基準外の繰出金が年々増加しておりまして、当然一般会計の負担が 非常に重くなっております。

一般会計で財源不足を補うため、市の貯金といわれている財政調整基金というものがありますが、平成28年度以降、その基金を毎年3億円から4億円程度取り崩しをしております。令和2年度においては、下水道は関係ありませんが、コロナの影響もありまして、様々な事業にお金が足りないということで8億円の取り崩しをしました。

この基金の取り崩しにつきましては、下水道の繰出金のためだけではなく、市全体で足りない分を取り崩しているものではありますが、令和2年度の基準外の繰出金が4億5,000万円ほどありますので、もしこの繰出金が解消できれば、年に

よっては基金の取り崩しを全くしなくても済みますし、大幅に減額することもできます。そうしますと、一般会計における通常の事業に、より柔軟な対応ができる財政運営が可能になりますし、新しい事業にお金をつぎ込めたりとか、いざという時の貯金の財政調整基金を増やして準備しておくこともできます。

そういう意味では、圧迫というと言葉は悪いのですが、重く負担になっているのは事実ですし、今後人口が減る中で当然税収も減っていきますし、この先何年もコロナの影響で確実に税収が減っていきますので、現状の繰出基準外の繰出金の増加というのは一般会計にとって負担が大きくなっていくものと感じております。(総

務部長)

■市の貯金を切り崩していて、コロナ対策でもお金がかかっているということで、 今後ますます厳しくなるのではないかと思います。

ただいまの参与の意見につきまして、御質問などはありますか。(座長)

★この先も赤字が続くことが予想されているために、こういう会議を行って、皆さんに集まっていただいて、これから先のことを考えてくださいよというのが目的でしょうか。(C委員)

○公営企業に移ったという一つのタイミングがあり、いろいろな財務諸表によって、 不足しているものがはっきりしてきました。公営企業になった時に経営戦略を立て まして、これから先10年くらいの整備費や修繕費などがどれくらいかかるかとい う推移を試算していく中で検討した結果、値上げをしていかなければならないとい うことがはっきりしてきました。そのような状況を踏まえた中で、このタイミング で料金を改定させていただくことを考えた次第です。

ただし、これはあくまでもまだ検討会で、料金改定をすることは決定事項ではありません。皆様の意見やその他いろいろな意見を聞いた中で、最終的に市長に判断を仰いで料金改定をするかどうか決定するもので、今は料金改定をする一つの材料として、いろいろな方からの意見を伺うためにお集まりいただいているものです。

(事務局)

★一般市民が上下水道部の窓口に行くことはほとんどないと思います。年間で上下 水道部の窓口に顔を出す市民が何人いるかという状況の中で、この検討会のメンバ ーは勉強させていただけるのでいいですけど、市民に対しての周知をどうしていく のかが大切になってくると思います。お金は払っているけど、仕組みとかは知らな いという人がほとんどで、詳しく知っているのは上下水道部の職員や経験者くらいで、あまり興味がないと言ったら失礼ですけど、わからないと思います。(C委員)

- ○委員がおっしゃるとおり、広報が大事になってくると思います。ホームページや 広報いとうを使いながら市民に幅広く周知して、下水道の状況を見ていただいて、 接続している方には負担するのは致し方ないという考えを持っていただくことも必 要だと思います。(事務局)
- ★経営状況が危ないよということを言い続けていかないと、値上げするにしても市 民が納得しないと思います。そういう告知は広報いとうでも何でもいいですので、 続けた方がよろしいのではないかなと思います。(C委員)
- ○今回の検討会の会議録につきましては、ホームページで公表する形で市民の皆様にお知らせをしていこうと思っています。委員の皆様に内容を御確認いただいた上で公開をしていきますので、委員の意見を参考に、幅広い方々に見ていただけるように努力していきたいと思います。(事務局)
- ●他に質問なく質疑終了
- ③下水道事業の経営状況について
 - ■ただいまの説明によりますと、経費負担の原則に沿っていない経営状況であることが理解できました。次の説明からは、その経営の実態について触れていくことになります。(座長)
- ●参考資料を基に説明 (事務局)

《説明要旨》

- ・令和2年度の下水道事業決算に基づいて作成した損益計算書の内容は、下記のとおりとなっている。
 - 1 営業収益:主たる営業活動から生じる収益。
 - (1)下水道使用料:下水道事業にとって最も重要な収入である下水道使用者に 賦課をした下水道使用料。
 - (2)他会計負担金:雨水処理に要する経費として、繰出し基準内の一般会計からの繰入金。
 - (3)その他営業収益:下水道指定工事店資格などの新規登録及び更新手数料。
 - 2 営業費用:主たる事業活動のため生じる費用。

- (1)管きょ及びポンプ場費(公共)~(6)総係費:下水道管やポンプ場、処理場の維持管理費などであり、主に職員の人件費や下水道施設の運転管理を民間業者に委託している委託料。
- (7)減価償却費:事業に用いる建物や構築物などの固定資産(償却資産)は時の経過等によってその価値が年々減少していくものと考えられることから、 償却資産の取得費を取得時に全額必要経費にするのではなく、その資産の 耐用年数に分割して必要経費としていくもの。
- 3 営業外収益:主たる営業活動以外の原因から生じる収益。
 - (2)他会計負担金:汚水に要する経費であっても、環境保全という行政目的を 達成するために必要な部分として、公費で負担すべきと考えられている負 担金で、繰出し基準内の繰入金。
 - (3)他会計補助金:収入の不足分を補填している一般会計からの繰出し基準外の繰入金。この財源は市の税金であり、下水道を利用していない方にも下水道事業の経営を負担していただいているという考え方になり、繰出し基準外の繰入金を抑えることが当面の課題である。
 - (4)長期前受金戻入:下水道事業では、償却資産を取得する際に国などからの補助金を財源としているものが多くあり、補助金などの財源を長期前受金といい、資産の取得時に受け入れた国庫補助金を全額受け入れ時の収益として計上するのではなく、一旦、繰延収益として管理し、補助金により取得した資産の減価償却費に見合った額を各年分で収益化していくもの。
 - (5)雑収益:下水道事業が所有する土地の使用料。
- 4 営業外費用:主に金融財務活動に要する費用や事業の経常的活動以外の活動 によって生じる経費。
 - (1)支払利息及び企業債取扱諸費:下水道施設の建設に当たり借り入れた借入金の利息。
 - (2)その他雑支出:消費税の納付額算定に伴う控除対象外消費税。
- 5 特別利益・6 特別損失:特別会計から地方公営企業法への移行に伴い令和 2年度のみに発生した収益と経費。
- ・損益計算書で当年度純利益として約1,800万円を計上しているが、これは(3) 他会計補助金があってこその純利益であり、通常の企業であれば4億円の赤字決

算であるということになる。

《質疑·応答》

■損益計算書は一事業年度における経営成績を表すものであるとのことですが、当年度の純利益1,800万円に対し、一般会計からの補助金が4億円以上ということは、この補助金がなければ下水道事業は赤字企業であるということが、この損益計算書から読み取れる内容となっております。

先ほどの経費負担の原則におきまして、その原則が達成できていない旨の説明が ありましたが、こうして数値で見てみますと、下水道事業の経営状況はアンバラン スな状況にあることが顕著に表れております。

ただいまの事務局からの説明に対し、御質問などあればお願いします。

委員の中には、会社を経営されている方やお勤め先などで経理に携わっている方がいらっしゃると思いますが、この経営状況についてどのように感じられたかをお伺いしたいと思います。(座長)

★こうなってしまうと、どうにもならないというか、多くの自治体で水道事業や下水道事業を行っている中で、大都市圏で人口が増えているところはわかりませんけど、地方においてはこういう状況なのかなと。数字を聞いて驚きましたが、致し方ない状況で、民間に委託をするという話も聞きますし、実際に委託をする形を考える自治体があってもおかしくないと思います。

民間だったらこれが改善できるかというと、それも難しいと思いますし、今の日本の地方の人口減とかを考えると、全国的に一部の大都市圏のところを除いてはこのような状況になってしまうのかなという気がしています。(E委員)

★こういう数字を目の当たりにすると、厳しい数字だなと感じます。単純に受益者 負担で赤字を補填するとなると大変なことになりますので、あとは市の補助金との 兼ね合いがどうなるのかということだと思いますけど、いろいろお話を聞いた中で、 市民が負担するには厳しい数字であると思います。(**F委員**)

●他に質問なく質疑終了

④下水道事業の財源構成について

■先ほどのお金の流れでも説明がありましたが、下水道事業には様々な財源があり、 その目的に応じて充当されているようであります。その財源が適正なものであるか を検証していく説明となります。(**座長**)

●参考資料を基に説明 (事務局)

《説明要旨》

- ・下水道事業の予算は収益的収支と資本的収支に分かれている。収益的収支は、公営企業の一事業年度の経営活動に伴い発生した全ての収入とそれに対応する全ての支出を表すもので、資本的収支は、公営企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出、並びにその財源となる収入のことを表している。
- ・損益計算書は収益的収支の数値から作成されるものである。
- ・収益的収入の構成は、下水道使用料、長期前受金のほか、一般会計からの繰入金 である他会計負担金と他会計補助金が多くを占めている。
- ・維持管理費には、下水道使用料や営業収益の他会計負担金(雨水処理負担金)と 営業外収益の他会計負担金が充当されており、経費負担の原則に基づく構成となっている。
- ・減価償却費と営業外費用の支払利息には、適切な充当財源が不足しており、他会計補助金により賄われている。
- ・資本的収入の内容は、下記のとおりとなっている。
 - (1)企業債:資本的支出に充てるための財源として、金融機関から借り入れた借入金。

下水道建設改良債は、地方公共団体が公共施設や道路、水道、下水道などの整備に必要な財源を調達するために、一会計年度を超えて長期にわたり借り入れる借入金である。企業債を発行することで、今後、返済のための元利償還金が発生するが、公共施設は将来にわたって使用できることから、世代間の公平性の観点から、公共施設の整備に必要な財源として活用している。

資本費平準化債は、資本費にかかる世代間の公平化を図るために借りる企業債である。ここでいう資本費は、資本的支出の(3)企業債償還金のことを指している。建設事業債の元金償還期間は25年となっているが、下水道施設の中で下水道管などの減価償却期間は50年となっている。50年使用可能な施設の財源として借り入れた企業債を半分の25年で返済することになると、現世代の負担が大きくなるため、元金償還額と減価償却費との差額を後年度に繰り延べ、資本費の世代間の公平を図るために借り入れるものとなっ

ている。

特別措置分は、平成18年に下水道の地方財政措置が見直されたことにより創設された下水道事業債である。新制度と旧制度との公費負担の差額を措置するためのもので、国の指針に基づき発行額を算出している。

下水道建設改良債は建設改良費と固定資産購入費の財源としており、資本 費平準化債と特別措置分は企業債償還金の財源としている。

- (2)他会計出資金:地方公営企業法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計から公営企業に出資されたものをいい、公営企業の自己資本金となる。本市では、下水道事業債の元金償還金において、繰入基準に相当する額を出資金として受け入れており、企業債償還金の財源としている。こちらは基準内の繰入金である。
- (3)他会計補助金:繰出し基準外の一般会計からの繰入金であり、建設改良費の財源となっている。
- (4)補助金:下水道建設事業費の財源となる国庫補助金。
- (5)受益者負担金:下水道の整備によって恩恵を受ける人に下水道施設建設費の一部を負担していただくもの。
- (6)長期貸付金償還金:下水道に接続する工事を行う際に、水洗便所等改造等資金 貸付金を利用された方から毎月返済をいただいている償還金。
- ・下水道建設事業費の基本的な財源構成は、国庫補助金50%、企業債45%、残 りの5%が受益者負担金と一般会計からの補助金となっている。
- ・資本的支出の内容は、下記のとおりとなっている。
 - (1)建設改良費:下水道管の布設工事や、改良工事、中継ポンプ場や処理場の機械及び電気設備に費やす経費。
 - (2)固定資産購入費:下水道工事を行う際に固定資産を購入する必要が生じた場合に計上するもので、令和2年度にはマンホールポンプ場を設置するために土地を購入したものである。
 - (3)企業債償還金:これまでに借り入れた企業債の償還金。
- ・資本的収入と資本的支出を比べて不足している493,923,125円を補填 するための財源は、損益勘定留保資金である。
- ・損益勘定留保資金とは、減価償却費などの現金支出を必要としない費用から長期

前受金戻入額を差し引いたもので、企業内に現金としてとどまるものをいう。

- ・減価償却費に充当する財源として、下水道使用料、他会計負担金及び他会計補助 金は実際に現金として収入されるものであるが、減価償却費は現金支出を必要と しない費用であるため、減価償却費に充てるために集めた現金は手元に残ること になる。この手元に残る現金を損益勘定留保資金として資本的収支の不足分に補 填するという仕組みになっている。
- ・損益勘定留保資金だけで充当しきれない分は、他の補填財源で充当している。

《質疑・応答》

■下水道事業の収支は収益的収支と資本的収支に分かれており、収益的収支は一事業年度の経営活動を表すもの、資本的収支は将来的な経営活動を表すものであるということ、そして、それぞれの経費に充当している財源の種類や仕組みについて説明がありました。

言葉と文字だけでは深く理解することが難しいかもしれませんが、下水道事業では、このような財源構成において運営されているということのようです。

ただいまの説明に対し、御質問や御意見などありますか。(座長)

■先ほどの説明で、基準外の繰入金はゼロが望ましいというお話がありましたけど、 資料10ページの収益的収支の説明の中で、グレーで表記されている他会計補助金 がゼロとなった場合、本来あるべき財源はどのようなものになるのでしょうか。

(座長)

- ○下水道使用料となります。(事務局)
- ★伊東市は下水道使用料が安い方の市町に入るというお話を聞いた覚えがあります けど、いかがでしょうか。(B委員)
- ○大変安くなっておりまして、伊東市は県内の下水道事業者30市町のうち下から 4番目となっております。ちなみに、前回の検討会を平成22年に開催して、その 後、平成23年、24年、25年の3年間にわたって料金改定を実施しました。そ れ以降、約10年間、料金改定をしていない状況です。利用者の方にとっては、安 くて支出が少なくて済む状況となっております。(事務局)
- ★温泉がある場合は、下水道使用料が高くなるのでしょうか。(B委員)
- ○下水道使用料は2つの体系で賦課しておりまして、一つは一般家庭でもお使いい ただいている水道汚水、もう一つは温泉や井戸水を御利用になって下水道に流して

いる方は温泉その他汚水という別の料金体系の下、それぞれに賦課をしている状況となっております。(事務局)

- ★割合的には、普通の水道汚水の下水道使用料と同じくらいなのでしょうか。(B 委員)
- ○温泉の下水道使用料は大変安くなっている状況であります。(事務局)
- ★4億円の赤字は、3月31日まで、このままでいくことになるのでしょうか。 (A委員)
- ○下水道の事業年度として4月から翌年3月までを一つの年度の予算としておりまして、資料の損益計算書では4億円を一般会計から赤字補填の補助金を受け入れて令和2年度の決算をしました。令和3年度は、それよりも多い金額の繰入金を一般会計にお願いをしておりまして、また最終的には4億円を超える赤字となってしまうかもしれませんが、そのような状況で経営をしております。赤字を引きずったまま経営をしている現状であります。(事務局)
- ★その状況を今すぐどうしようというものは、ないんですよね。(A委員)
- ○それを今後検討していくために、この検討会を開かせていただきました。私どもが考えている経営改善の一つとしては経費を抑えていくこと、もう一つは適正な使用料設定というものがあります。今のこの下水道使用料の設定が適正であるものかどうなのか、委員の皆様からいろいろと御意見をいただければと思っております。

(事務局)

- ★このままの状況が続いていけば、最低でも今までと同じくらいの基準外の繰入れが続くということですよね。よほど人口が増えるとかがなく、使用料を値上げしないままでいるならば、この状況が半永久的に続くと考えていいのでしょうか。(C 委員)
- ○下水道事業を潰すわけにはいかず、運営を続けていかなければいけませんので、何かしらの手を打たない限りは、これまでと同じかそれ以上の負担を市民の皆様にしていただく状況が続きます。それを打破するために、使用料の改定をどうするのかということも含めて検討していただくものです。(事務局)
- ★人口減少が続く中、明るい未来はないと思っています。このままでいけば、税金の負担が今まで以上に増えることはあっても、減ることは考えにくいと思います。 今の4億円が3億円になるとか2億円になるとか、今後5年、10年先も考えにく

い数字ですよね。(C委員)

○使用料よりも処理する費用が高くなっていますので、その辺のバランスが取れない限りは、接続する世帯が増えても処理費用も同じように増えていって、赤字が増えていく状況です。(事務局)

○次回の検討会で説明をしようと思っていましたが、処理する費用の方が高いという意味は、1㎡の汚水をきれいにするためにかかる経費が、令和2年度決算で約136円となっております。これに対しまして、1㎡当たりの使用料単価は約70円となっておりますので、大体半分近く処理費用に足りていない状況です。これを経営分析で経費回収率と表記するのですが、約52%となっております。本来これは100%を超えることが望ましいとされておりまして、100%を下回っているということは、汚水処理の費用に対して、本来回収すべき利用者負担の使用料が届いていないという指標となっております。伊東市はこの指標がかなり低いという状況です。委員がおっしゃったように、何かしらの改善をしない限りは、今のこの状況がずっと続くと考えられるのも、ごもっともだと思います。

この件につきましては、次回の検討会で経営分析の説明をする中で、県内各自治体との経費回収率の比較をして、他の自治体はどのような経営状況なのかをお見せする中で、伊東市の経営状況をさらに分析いただければと思っております。(事務局)

★シミュレーションで結構ですので、下水道使用料が幾らだったら収支がペイできてバランスが取れるのか、次回の検討会でお示しいただければと思います。現実味のある数字から目標に近づけていくような討論をしていく方がいいと思います。

(C委員)

- ○承知いたしました。(事務局)
- ★他自治体の実情で、例えばある自治体で非常に収支が悪かったけれども、何年かかけて改善したとか、改善はできないけれども参考になる取組をしたという事例があれば、併せてお願いします。(E委員)
- ○承知いたしました。(事務局)
- ●他に質問なく質疑終了
- ⑤繰入金の推移について
- ●参考資料を基に説明 (事務局)

《説明要旨》

- ・繰入金の金額は、年々増加傾向にあり、基準外の繰入金の占める割合も増加している。
- ・この主たる要因は、有収水量の減少に伴う使用料収入の減少や、5年ごとに更新 している下水道施設の運転管理委託費の増加、企業債償還金の増加であり、下水 道事業の自主財源だけでは経営が厳しくなってきている状況である。
- ・繰入金の平成28年度から令和元年度までの4年間での増加額は9,100万円であったが、令和元年度から令和2年度にかけての1年間で8,559万1,000円の増加となった。
- ・この増加の要因は、令和2年度からの地方公営企業法適用に当たり、資本費平準 化債の借入可能額を求める計算方法が地方公営企業法の適用前と適用後で異なる ことから、適用後の借入額が大幅に減少することとなったことである。
- ・今後の繰出し基準外の繰入金の推移は、現行の使用料金体系で事業を継続した場合、令和4年度には基準外繰入金の割合が50%を超え、令和9年度まで年々増加していき、最大で55%を超える見込みとなっている。
- ・下水道事業の一番の課題として、基準外の繰入金をどのような方法で減少させている。

《質疑·応答》

- ■年々、繰入金額が増加し、併せて繰出し基準外の繰入金額も増加しているようでありますが、ただいまの事務局からの説明に対し、御質問や御意見などあればお願いします。(座長)
- ●委員から、意見、質問等はなかった。

(3) その他

- ① 委員からの質問等
 - ■本日の説明を総括しますと、下水道事業は一般会計からの繰出し基準外の繰入金に頼らなければ経営を維持することができず、基準外の繰入金は、なお増加していく傾向にあるということのようです。このような経営実態では、地方公営企業に求められている独立採算制の原則や経費負担の原則の適正化には程遠い状況にあり、早急に経営改善に向けた取組を検討していく必要があるということがうかがえる内

容でした。

以上で本日の資料説明は終了となりますが、この他の件で御質問や御意見などご ざいますか。前回の説明に対する質問事項や改めて感じたこと、これまでの説明以 外に事務局に聞きたいことなど、何でも結構です。(**座長**)

★先ほどの繰入金の推移の説明の中で、経営戦略21ページの表3-5を見ますと、 基準外繰入金の額が令和9年度をピークに減少していくようになっていますが、こ の要因は何でしょうか。人口が急激に減って、使用料や経費が減ることをシミュレ ーションした結果でしょうか。(E委員)

○建設工事のピークが終わることによるものです。建設工事の財源として、基準外の繰入金を頂いている部分がございます。計画を立てる時には、建設工事を最大限 実施した場合として積み上げをしておりまして、令和9年度以降の下水道の整備は、 新しく伸ばす工事が一段落して老朽化対策に切り替わることから、建設事業費が少 しずつ抑えられていく結果、基準外の繰入金も必然的に減っていくことになります。

予算の規模自体が減っていくため、基準外繰入金の額も減っていくということですので、この先、経営が良い方向に向かっていくという期待が読み取れるものではありません。(事務局)

★伊東市民で、上下水道が地方公営企業でやっていることを認知している人が何% くらいいるでしょうか。普通の一般市民の感覚では、市役所がやっているという程 度で、地方公営企業でやっていると口を酸っぱくして言っても、市役所がやってい るイメージしかないということを頭の中に入れておいてほしいです。従来の考えを 変えることは大変だと思いますし、公営企業ですけど税金から回してもらっている ものがありますよということを周知していくところから始めた方がよろしいのでは ないかと思います。(C委員)

② 事務局からの連絡事項

次回開催は、令和4年1月中旬の午後を予定している。

(4) 施設見学会

会議終了後、湯川終末処理場の施設見学会を行い、委員7人が参加した。

以上